

○長野原町野生動物被害対策事業費補助金交付要綱

平成17年3月1日

要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生動物(有害鳥獣)による農作物への被害対策の一環として、農作物被害対策用資材の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、長野原町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(平成14年3月11日規則第2号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者等)

第2条 この補助金の交付対象者は、町内に住所を有する法人又は個人であって、町内の農地で所有権等の権原に基づき耕作する者とする。

2 この補助金の交付申請は、年度内において世帯あたり1回のみとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、野生動物(有害鳥獣)による農作物への被害対策を目的として町内の農地に設置する資機材で、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電気柵(本体、ポール、ワイヤーなど)
- (2) 動物除けネット
- (3) ワイヤーメッシュなどの侵入防止柵
- (4) その他、野生動物被害防止資材で町長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、前条各号の購入価格(消費税を含む。)に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とし、1件につき100,000円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとするものは、あがつま農業協同組合長野原支店長に対し、この補助金の交付を受けたい旨の申出を行い、その申出を受け

た同支店長は、野生動物被害対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、第3条各号に該当する資機材の設置予定日5日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(位置図、計画平面図含む。)
- (2) 見積書
- (3) 事業実施予定場所状況写真

2 あがつま農業協同組合を経由することなく、この補助金の交付を受けようとするものは、前項に定める書類を添えて、野生動物被害対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)を第3条各号に該当する資機材の設置予定日7日前までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請に基づき、審査を行い、申請の適否を決定し、野生動物被害対策事業費補助金交付通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の指令には、次の条件を付し、かつ、これを履行させるものとする。

- (1) 補助の目的に反するときは、当該補助金の一部又は、全部の返還を命ずること。
- (2) 町長又は、その委任を受けたものの調査若しくは、監査委員の監査に応ずべきこと。
- (3) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出すること。
- (4) 事業に対する条件、その他必要なこと。

(事業の変更又は中止)

第7条 事業を変更し、又は中止しようとするときは、野生動物被害対策事業費補助金交付変更(中止)申請書(様式第3号)により、町長に申請しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内に野生動物被害対策事業費補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 領収書
- (2) 事業実施完了場所状況写真
- (3) その他、町長が必要と認めるもの。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の報告に基づき、審査を行い、報告の適否の決定後、申請者に当該補助金を交付するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日要綱第24号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月22日要綱第7号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月10日要綱第12号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月16日要綱第35号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月11日から適用する。

附 則(令和6年2月14日要綱第3号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(文書番号)  
年 月 日

長野原町長 様

申請者 住所  
氏名

年度野生動物被害対策事業費補助金交付申請書

このことについて、長野原町野生動物被害対策事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、 年度野生動物被害対策事業費補助金の交付を受けたく下記のとおり、申請いたします。

記

- 1 経費総額 円(事業実施計画書の見積額に同額)
- 2 交付申請額 円(経費総額の1/3、1,000円未満切捨て)
- 3 添付書類
  - 1) 事業実施計画書(位置図、計画平面図含む。)
  - 2) 見積書
  - 3) 事業実施予定場所状況写真

## 野生動物被害対策事業実施計画書

- 1 目的
- 2 事業内容(複数申請の場合、別紙を添付)
  - 1) 事業実施者
  - 2) 事業実施場所
  - 3) 事業実施面積
  - 4) 見積額
  - 5) 被害対策作物名
- 3 実施予定年月日
- 4 補助金振込口座
  - 1) 金融機関名
  - 2) 口座番号
  - 3) 口座名義人
- 5 添付書類
  - 1) 位置図及び計画平面図
  - 2) 見積書
  - 3) 事業実施予定場所状況写真

別紙

〈申請者が複数の場合〉

	事業実施者	事業実施 場所地番	事業実施 面積/㎡	見 積 額	被害を防ぐ 作物名	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
計						

様式第2号(第6条関係)

(文書番号)  
年 月 日

様

長野原町長



年度野生動物被害対策事業費補助金交付通知書

年 月 日付け、(文書番号)で申請のありました、 年度野生動物被害対策事業費補助金について、審査の結果、下記のとおり、交付決定いたしましたので、通知いたします。

なお、補助事業の実施及び経費の用途について、適正に処理されますようお願いいたします。

また、事業終了後すみやかに実績報告書の提出を併せてお願いいたします。

記

交付決定額

円

様式第3号(第7条関係)

(文書番号)  
年 月 日

長野原町長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

年度野生動物被害対策事業費補助金交付変更(中止)申請書

年 月 日付け、(文書番号)で交付決定のありました、 年度野生動物被害対策事業費補助金について、下記のとおり、変更(中止)したいので、長野原町野生動物被害対策事業費補助金交付要綱第7条及び長野原町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第8条の規定に基づき、申請いたします。

記

1 変更申請額

(単位：円)

交付決定額	変更申請額	増	減

2 変更(中止)理由

様式第4号(第8条関係)

(文書番号)  
年 月 日

長野原町長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

年度野生動物被害対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け、(文書番号)で交付決定のありました、 年度野生動物被害対策事業費補助金について、下記のとおり、実施いたしましたので、長野原町野生動物被害対策事業費補助金交付要綱第8条及び長野原町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第12条の規定に基づき、報告いたします。

また、併せて補助金額 円を請求いたします。

記

- 1 経費総額 円
- 2 交付申請額 円(交付決定額 円)
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - 1) 領収書
  - 2) 事業実施完了場所状況写真
  - 3) その他、町長が必要と認めるもの

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)